# 東京都立竹台高等学校(全日制課程)いじめ防止基本方針

- 1 いじめ問題への基本的な考え方
- (1) いじめを生まない、許さない学校づくり
- (2) 生徒をいじめから守り通し、生徒のいじめ解決に向けた行動を促す
- (3) 教員の指導力の向上と組織的対応
- (4) 保護者・地域・関係機関との連携した取組

### 2 学校及び教職員の責務

学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する生徒等の保護者、 地域住民並びに関係する機関及び団体との連携を図りつつ、学校全体でいじめの未然防止 及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する生徒等がいじめを受けていると思 われるときは、適切かつ迅速に対処する責務を有する。

## 3 いじめ防止等のための組織

(1) 学校いじめ対策委員会

#### ア 設置の目的

いじめ防止対策推進法第22条に基づき、学校いじめ防止基本方針を策定する

#### イ 所掌事項

- ○学校経営計画に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証等
- ○いじめの未然防止や早期発見等に関する対応
- ○いじめ問題への迅速かつ具体的対応策の検討・実施
- ○重大事態への対処として、被害生徒への緊急避難措置及び加害生徒への指導等の 検討・実施に関する対応

## ウ会議

定期的に開催し、いじめの兆候を把握した場合や、いじめの相談があった場合、その都度臨時会として招集する。

### 工 委員構成

校長、副校長、生活指導主任、学年主任、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、スクールカウンセラー等

#### (2) 学校サポートチーム

## ア 設置の目的

いじめ防止対策推進法第22条に基づく「学校いじめ対策委員会」を支援する組織と して位置付ける。

### イ 所掌事項

生徒の問題行動等の未然防止、早期解決を図るとともに、問題を解決するための指導・支援を行う。

## ウ会議

いじめの兆候を把握した場合や、いじめの相談があった場合、その都度臨時会として招集する。

#### 工 委員構成

警察関係者、消防関係者、児童福祉関係者、教育関係者、保護司、民生・児童委員、PTA関係者等

# 4 段階に応じた具体的な取組

- (1) 未然防止のための取組
  - ア 子供が安心して生活できる学級・学校風土の創出
  - イ 教職員の意識向上と組織的対応の徹底
  - ウ いじめを許さない指導の充実
  - エ 子供が主体的に行動しようとする意識や態度の育成
  - オ 保護者、地域、関係機関等との共通理解の形成

#### (2) 早期発見のための取組

- ア 「いじめ」の定義の正しい理解に基づく確実な認知
- イ 子供の様子から初期段階のいじめを素早く察知

- ウ 全ての教職員による子供の状況把握
- エ 子供からの訴えを確実に受け止める体制の構築
- オ 保護者、地域、関係機関等からの情報提供や通報

#### (3) 早期対応のための取組

- ア 「学校いじめ対策委員会」を核とした対応の徹底
- イ 被害の子供が感じる心身の苦痛の程度に応じた対応例
- ウ 加害の子供の行為の重大性の程度に応じた指導例
- エ 重大事態につながらないようにするための対応
- オ 所管教育委員会への報告及び所管教育委員会による支援

### (4) 重大事態のための取組

- ア 重大事態発生の判断
- イ 被害の子供の安全確保、不安解消のための支援
- ウ 課題の子供の更生に向けた指導及び支援
- エ 他の保護者、地域、関係機関等との連携による問題解決
- オ いじめ防止対策推進法に基づく調査の実施と結果報告

## 5 健全育成に係る取組

- (1) いじめアンケートを年間3回以上実施する。
- (2) いじめに関する授業及び研修を年間3回以上実施する。
- (3) スクールカウンセラーによる全員面接を実施する。
- (4) SOSの出し方に関する教育を全ての生徒に折に触れて指導する。
- (5) ふれあい月間の実施により早期発見・早期対応等に向けた具体的な取組を行う。
- (6) 学校・家庭・地域と連携してセーフティ教室を実施する。